輸第12921号	化成肥料	BCM―12212	バイケミックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目６番７号
輸第12923号	尿素	尿素46.0	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第12924号	化成肥料	りん安16―45	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第12925号	化成肥料	硝酸化成365	有限会社興農社	東京都千代田区神田錦町二丁目９番地
輸第12926号	化成肥料	化成肥料102	サンユーケミカル有限会社	埼玉県草加市八幡町642番地６
輸第12928号	配合肥料	エクステンドEXミニ	株式会社ヒューエンタープライズ	東京都新宿区新小川町５番28号

有効期間が平成35年４月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74561号	化成肥料	尿素苦土ほう素入り千代田化成肥料特40号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74562号	化成肥料	苦土尿素入り千代田化成肥料特385	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74571号	化成肥料	孀恋高原カンラン専用ほう素マンガン入り尿素化成特２号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74576号	化成肥料	苦土入りPK化成40号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74577号	化成肥料	複合苦土入りグレート555	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74597号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合肥料002号	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第74599号	成形複合肥料	くみあい尿素入り粒状固形肥料260	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第5972号	硝酸石灰	硝酸カルシウム２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第7277号	硝酸アンモニア石灰肥料	ナック26	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目11番12号
輸第7278号	魚かす粉末	7.5魚かす粉末１号	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第7279号	魚かす粉末	7.0魚粉	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目９番17号
輸第7280号	魚かす粉末	8.0魚粉	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目９番17号
輸第7281号	蒸製てい角粉	蒸製てい角粉	有限会社ジェイエスピー	大阪府豊中市上新田一丁目20番５―801号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月二十四日　農林水産大臣　山本　有二

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80344号	工業汚泥肥料	脱水汚泥１号	フジッコワイナリー株式会社	山梨県甲州市勝沼町下岩崎2770番地１
生第85942号	化成肥料	有機入り化成肥料10号	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目３番１号
生第86388号	汚泥発酵肥料	くろしお	キッコーマンバイオケミファ株式会社	千葉県野田市野田250番地
生第91820号	化成肥料	高度化成555	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目３番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

四　路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号　宮古三番二まで	松山第七地割一二番二から同市松山第七地割一　陸東北地方整備局及び同局三事務所	国道

供用開始の期日　平成二十九年五月二十四日

○九州地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市西区今宿字前田八一番ノ下から糸島市二丈町福井字田角まで	前	一二七・〇メートル	一二・九キロメートル	うち関係記載の地図A面及び区分表Bは、縦覧に供しない。
	後	一二七・五メートル	一二・八キロメートル	
	B	一二七・〇メートル	一二・九キロメートル	
	A	一二七・五メートル	一二・八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所